

平成十三年文部科学省令第三十五号

独立行政法人国立科学博物館に関する省令
独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項
第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第四項、第四十八条第一項並びに第五十条、独立行政法人的組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第二項並びに独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十二年政令第三百二十号）第三十九条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人国立科学博物館に関する省令を次のように定める。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条 独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他の文部科学大臣が定める財産とする。

第二条 科学博物館に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

（監査報告の作成）

科学博物館に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。
監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者の意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第二号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。
一 科学博物館の役員及び職員
二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
三 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある關係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
四 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、科学博物館の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。
五 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 監事の監査の方法及びその内容
二 科学博物館の業務が、法令等に従つて適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
三 科学博物館の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他科学博物館の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
四 科学博物館の役員の職務の遂行に關し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があつたときは、その事実
五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由
六 監査報告を作成した日
（監事の調査の対象となる書類）

第一条の三 科学博物館に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号。以下「科学博物館法」という。）及びこの省令に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

第一条の四 科学博物館に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
（業務方法書に記載すべき事項）

二 科学博物館法第十二条第一項第一号に規定する博物館の設置に関する事項

二 法第十二条第一項第二号に規定する調査及び研究に関する事項

三 法第十二条第一項第三号に規定する資料の収集、保管及び供覧並びに調査及び研究に関する事項

四 法第十二条第一項第四号に規定する教育及び普及の事業に関する事項

五 法第十二条第一項第五号に規定する博物館の供用に関する事項

六 法第十二条第一項第六号に規定する研修に関する事項

七 法第十二条第一項第七号に規定する援助及び助言に関する事項

八 法第十二条第一項第八号に規定する調査及び研究の指導、連絡及び促進に関する事項

九 業務委託の基準

十 競争入札その他契約に関する基本的事項

十一 その他科学博物館の業務の執行に関して必要な事項

（中期計画の作成・変更に係る事項）

第二条 科学博物館は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（科学博物館の最初の事業年度の属する中期計画については、科学博物館の成立後遅滞なく）、文部科学大臣に提出しなければならない。

科学博物館は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（中期計画記載事項）

第三条 科学博物館に係る通則法第三十条第一項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 施設及び設備に関する計画

（中期計画記載事項）

第四条 科学博物館に係る通則法第三十二条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

科学博物館は、通則法第三十二条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（業務実績等報告書）

第五条 科学博物館に係る通則法第三十二条第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、科学博物館は、当該報告書が同表第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、科学博物館の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

事業年度における業務の実績及び当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法及び当該実績について自ら評価を行つた結果を明らかにした報告書

（イ）中期計画及び年度計画の実施状況

（ロ）当該事業年度における業務運営の状況

<p>科学博物館は、前項に規定する他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>(会計の原則)</p> <p>第八条 科学博物館の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないもののについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>第九条 文部科学大臣は、科学博物館が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。</p> <p>第十条 文部科学大臣は、科学博物館が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができます。</p> <p>(財務諸表)</p> <p>第十一条 科学博物館に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資本変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。</p> <p>(事業報告書の作成)</p> <p>第十二条の二 科学博物館に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。</p> <p>二 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 科学博物館の目的及び業務内容</p> <p>二 国の政策における科学博物館の位置付け及び役割</p> <p>三 中期目標の概要</p> <p>四 中期計画及び年度計画の概要</p>	<p>2 科学博物館は、前項に規定する他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>(会計の原則)</p> <p>第八条 科学博物館の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないもののについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>第九条 文部科学大臣は、科学博物館が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。</p> <p>第十条 文部科学大臣は、科学博物館が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができます。</p> <p>(財務諸表)</p> <p>第十一条 科学博物館に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資本変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。</p> <p>(事業報告書の作成)</p> <p>第十二条の二 科学博物館に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。</p> <p>二 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 科学博物館の目的及び業務内容</p> <p>二 国の政策における科学博物館の位置付け及び役割</p> <p>三 中期目標の概要</p> <p>四 中期計画及び年度計画の概要</p>
---	---

- (評価に関する庶務)
第十六条 科学博物館法附則第五条第三項及び第六条第二項に規定する評価に関する庶務は、文化庁企画調整課において処理する。
- 附 則**
 (施行期日) この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第十六条の規定は、公布の日から施行する。
 (成立の際の会計処理の特例)
第二条 科学博物館の成立の際科学博物館法附則第五条第二項の規定により科学博物館に出資されたものとされる財産のうち償却資産については、第九条第一項の指定があつたものとみなす。
- 附 則** (平成一八年三月三一日文部科学省令第一四号)
 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成二二年一一月二六日文部科学省令第二二号)
 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。
- 附 則** (平成二七年三月三〇日文部科学省令第一二号)
 (施行期日)
 第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「通則法改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。
 (業務実績等報告書の作成に係る経過措置)
- 第二条** 2 通則法改正法第八条第一項の規定により旧通則法第二十九条第一項の中期目標が新通則法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十九号）第五条第一項の規定の適用については、これらの省令の規定中「当該事業年度における業務の実績」なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号」とあるのは、「当該事業年度における業務の実績」なお、当該業務の実績は、当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下この表において「旧通則法」という。）第二十九条第二項第三号」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは、「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九条第二項第二号から」とあるのは、「旧通則法第二十九条第二項第二号から」と、「期間における業務の実績」なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号」とあるのは、「期間における業務の実績」なお、当該業務の実績は、当該項目が旧通則法第二十九条第二項第三号」とする。
 一から四まで 略
 五 独立行政法人国立科学博物館に関する省令第五条第一項
 (業務報告書又は事業報告書の作成に係る経過措置)
- 第三条** この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、通則法改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る業務報告書又は事業報告書から適用する。
 一から五まで 略
 六 独立行政法人国立科学博物館に関する省令第十条の二第三項

附 則 (平成二八年四月一日文部科学省令第一三号)
 (施行期日)
 第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一〇月一日文部科学省令第一九号)
 (施行期日)
 第一条 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

- 附 則 (令和元年六月一三日文部科学省令第四号) 抄
 (施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
- (財務諸表及び業務報告書の作成に係る経過措置)
第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書については、なお従前の例による。
- 一から五まで 略
 六 独立行政法人国立科学博物館に関する省令第十条及び第十条の二

附 則 (令和四年三月三一日文部科学省令第一七号)
 この省令は、公布の日から施行する。